

福岡県公報

平成二十五年十二月二十七日
第三千五百六十号
増刊
①

目次

条 例 (第五十三号―第六十三号)

○福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(人事課) ……………二

○福岡県旅券発給手数料条例の一部を改正する条例

(交流第一課) ……………五

○福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(介護保険課) ……………五

○福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

(商工政策課) ……………七

○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県森林林業技術センター手数料及び使用料条例の一部を改正する条例

(農林水産政策課) ……………七

○福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

(県営住宅課) ……………一〇

○福岡県公営企業の設置等に関する条例及び福岡県工業用水道使用料条例の一部を改正する条例

(企業局管理課) ……………一〇

○福岡県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁社会教育課) ……………一〇

○福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課) ……………一一

○福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課) ……………一一

○福岡県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

(警察本部留置管理課) ……………一一

公布された条例のあらまし

◇福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員の早期退職に係る退職手当の特例の拡充等に鑑み、本県においても、職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため、早期退職募集制度の整備や定年前早期退職者の退職手当の特例の見直しを行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県旅券発給手数料条例の一部を改正する条例

(新社会推進部国際交流局交流第一課)

1 旅券法の一部を改正する法律の制定に伴い、一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料の規定を削除するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年三月二十日)から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部介護保険課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を条例で定めることとされたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

(商工部商工政策課)

1 総合特別区域法第四十三条第一項の地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録申請の審査に係るを実施することに伴い、地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録申請の審査に係る

手数料等について定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県森林林業技術センター手数料及び使用料条例の一部を改正する条例

(農林水産部農林水産政策課)

1 社会情勢の変化を踏まえ、六次産業化、バイオマス資源の活用、新品種開発等の農業及び林業に共通する研究課題に対して効率的かつ効果的に取り組み、本県農林業の更なる競争力の強化を図るため、農業総合試験場及び森林林業技術センターを統合することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

二 福岡県土壌、肥料等分析並びに手数料条例及び福岡県飼料分析手数料条例は、廃止することとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

(建築都市部県営住宅課)

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の制定等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例中第六条第二項第八号の改正規定は平成二十六年一月三日から、その他の規定は公布の日から施行することとした。

◇福岡県公営企業の設置等に関する条例及び福岡県工業用水道使用料条例の一部を改正する条例

(企業局管理課)

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の運営する田川工業用水道を県の設置する福岡県工業用水道事業の一部として運営することに伴い、事業の規模、使用料の額その他の必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁社会教育課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律の制定による社会教育法の一部改正により、社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めることとされたことに伴い、福岡県社会教育委員の委嘱の基準を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 財団法人北九州市教職員互助会の一般財団法人への移行に伴い、その名称を変更することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 福岡県筑紫野警察署の分割による福岡県春日警察署の新設に伴い、警察署の名称、位置及び管轄区域を改めることとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

(警察本部留置管理課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正により、留置施設視察委員会の委員の任期を条例で定めることとされたことに伴い、福岡県留置施設視察委員会の委員の任期を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

条 例

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十三号

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「給料の」を「退職の日におけるその者の給料の」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第二項中「よらず」の下に「、かつ、第七条の六第六項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第七条の四第四項において「自己都合等退職者」というに、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

三 その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの

四 第七条の六第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

第四条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
 - 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
 - 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百
- 第五条の見出し中「整理退職等」を「二十五年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間

の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者

三 第七条の六第五項に規定する認定（同条第一項第二号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

四 公務上の傷病又は死亡により退職した者

五 二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

六 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの

七 二十五年以上勤続し、第七条の六第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

第五条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
- 四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

第五条の三の表以外の部分中「第五条第一項」を「第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）」に改め、「（二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）」を削り、「二十五年以上で」を「二十年以上で」に、「十年」を「十五年」に、「同項」を「第四条第一項、第五条第一項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第五条第一項」を「第四条第一項及び第五条第一項」に

改め、同表読み替える字句の欄中「百分の二」を「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」に改める。

第六条の二を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第六条の二 任命権者は、第四条第一項第三号及び第五条第一項第六号に掲げる者の退職の理由について、人事委員会規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第七条の三の表読み替える字句の欄中「百分の二」を「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」に改める。

第七条の四第四項第一号中「自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第七条の五の次に次の一条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第七条の六 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から十五を減じた年齢以上の年齢である職員及び勤続期間が二十年以上である職員を対象として行う募集
- 二 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たつては、同項各号の別、第五項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて人事委員会規則で定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、人事委員会規則で定めるところにより、募集の期間中

いつでも応募し、第八項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

一 第二条第二項の規定により職員とみなされる者

二 臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される者

三 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれを強制してはならない。

5 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第二項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

一 応募者が募集実施要項又は第三項の規定に適合しない場合

二 応募者が応募をした後地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（第三項第四号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものという。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

四 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、人事委員会規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

7 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、人事委員会規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

一 第十二条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第十九条の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。

三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前二号に掲げるときを除く。）。

四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第三項第四号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

五 第三項の規定により応募を取り下げたとき。

9 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、人事委員会規則で定めるところにより、知事に対し、募集実施要項（第五項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。次項において同じ。）を送付するとともに、認定を受けた応募者の数を報告しなければならない。

10 知事は、毎年度、前項の規定により送付を受けた募集実施要項及び同項の規定により報告を受けた認定を受けた応募者の数を取りまとめ、公表するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県旅券発給手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十四号

福岡県旅券発給手数料条例の一部を改正する条例

福岡県旅券発給手数料条例（平成十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十条第一項本文」を「第十条第一項」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十九号）の施行の日（平成二十六年三月二十日）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福岡県旅券発給手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請があつた一般旅券の発給等に係る手数料については、なお従前の例による。

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十五号

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第二節 指定介護老人福祉施設（第八条―第十三条）」を

「第二節 指定居宅介護支援等の事業（第七条の二―第七条の五）」に、

第三節 指定介護老人福祉施設（第八条―第十三条）」

「第三節」を「第四節」に、「第四節」を「第五節」に、「第五節」を「第六節」に、「第二十九条」を「第二十九条」に改める。

第一条中「指定居宅サービス等」という。の事業の下に、「指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業」を、「指定居宅サービス事業者」の下に、「指定居宅介護支援事業者」を加える。

第二章中第五節を第六節とし、第二節から第四節までを一節ずつ繰り下げ、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 指定居宅介護支援等の事業

（通則）

第七条の二 法第四十七条第一項第一号並びに法第八十一条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

（基本方針）

第七条の三 指定居宅介護支援等の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援等の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援等の事業者は、指定居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス等の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援等の事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援等の事業者、指定介護予防支援事業者、基準該当介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

ならない。

（準用）

第七条の四 第六条及び第六条の二の規定は、指定居宅介護支援等の事業について準用する。この場合において、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「指定居宅介護支援等の事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援」と、同条の表中「別表第二第一号」とあるのは「別表第二第一号の二」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第一号の二」と、第六条の二中「指定居宅サービス等」とあるのは「指定居宅介護支援等」と、同条第二項中「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の四に規定する使用人」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（その他の基準）

第七条の五 この条例に定めるものを除くほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、法第四十七条第二項及び第八十一条第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 法第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（前条第一項各号に掲げる法人を除く。）である者とする。

第二十九条第一項中「前条第一項各号」を「第二十八条第一項各号」に改め、同条第二項中「前条第二項各号」を「第二十八条第二項各号」に改める。
別表第二中「第六条」の下に、「第七条の四」を加え、同表第一号の次に次の一号を加える。

一の二 指定居宅介護支援等の事業

イ 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

ロ 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

(1) 居宅サービス計画

(2) アセスメントの結果の記録

(3) サービス担当者会議等の記録

(4) モニタリングの結果の記録

別表第三中「第六条」の下に、「第七条の四」を加え、同表第一号の次に次の一号を加える。

一の二 指定居宅介護支援等の事業

イ 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

ロ 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録

ハ 利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十六号

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県商工関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表三の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|-----|---|-----------------------|------------------|-------|
| 三の二 | 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定による地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録申請の審査 | 地域活性化総合特別区域通訳案内士登録手数料 | 一件につき 五、一〇〇〇円 | 申請のとき |
| 三の三 | 総合特別区域法第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定による地域活性化 | 地域活性化総合特別 | 一件につき 四、〇〇〇円 | 届出のとき |

総合特別区域通訳案内士の登録事項の変更

| | | | | |
|-----|---|----------------|-----------------|-------|
| 三の四 | 総合特別区域法第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十条の規定による地域活性化総合特別区域通訳案内士登録証の再交付申請の審査 | 区域通訳案内士登録変更手数料 | 一件につき 四、〇〇〇円 | 申請のとき |
|-----|---|----------------|-----------------|-------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県森林林業技術センター手数料及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十七号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県森林林業技術センター手数料及び使用料条例の一部を改正する条例

（福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

（ ）の一部を次のように改正する。

目次中「農業総合試験場」を「農林業総合試験場」に、「第五款 森林林業技術センター（第七十七条）」を「第五款 削除」に改める。

第七条の表三の項中「農業総合試験場」を「農林業総合試験場」に改め、同表第四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項から十の項までを一項ずつ繰り上げる。

第八条の表三の項中「農業総合試験場」を「農林業総合試験場」に改める。

「第二款 農業総合試験場」を「第二款 農林業総合試験場」に改める。

5 福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「病害虫防除所」を「農林業総合試験場」に改める。

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十八号

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

福岡県営住宅条例（平成九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二十一条の」を「第三十条の」に改め、同条第二項中「老人」を「高齢者」に改め、同項第八号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例中第六条第二項第八号の改正規定は平成二十六年一月三日から、その他の規定は公布の日から施行する。

福岡県公営企業の設置等に関する条例及び福岡県工業用水道使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十九号

福岡県公営企業の設置等に関する条例及び福岡県工業用水道使用料条例の一部を改正する条例

一部を改正する条例

（福岡県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十二年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---------|------------|--------------|
| 田川工業用水道 | 田川市 田川郡川崎町 | 一〇、〇〇〇立方メートル |
|---------|------------|--------------|

（福岡県工業用水道使用料条例の一部改正）

第二条 福岡県工業用水道使用料条例（昭和四十一年福岡県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表鞍手・宮田工業用水道の項の次に次のように加える。

| 道 | 田川工業用水 | 基本使用料 | 超過使用料 |
|---|--------|------------|------------|
| | | 一立方メートルにつき | 一立方メートルにつき |
| | | 五〇円四〇銭 | 一〇〇円八〇銭 |

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十号

福岡県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例

福岡県社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和二十四年福岡県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県社会教育委員に関する条例

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十五年十二月二十七日
 福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十一号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五号中「財団法人北九州市教職員互助会（昭和四十八年九月二十二日に財団法人北九州市教職員互助会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人北九州市教職員互助会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十二号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | |
|-----------|------|---------------|
| 福岡県筑紫野警察署 | 筑紫野市 | 筑紫野市 春日市 大野城市 |
| 福岡県春日警察署 | 春日市 | 春日市 大野城市 筑紫郡 |
| 福岡県筑紫野警察署 | 筑紫野市 | 筑紫野市 太宰府市 |
| 福岡県筑紫野警察署 | 筑紫野市 | 筑紫野市 太宰府市 |

に改める。

を

附 則
 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十三号

福岡県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

福岡県留置施設視察委員会条例（平成十九年福岡県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改める。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 委員の任期は、一年とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。